



2013 BSA グローバル クラウド コンピューティング スコアカード

前進に向けた明確な道筋

目次

エグゼクティブ サマリー	1
BSAクラウドポリシー ブループリント	3
主要な調査結果	4
クラウド コンピューティング 準備態勢の測定	4
データプライバシー	4
セキュリティ	7
サイバー犯罪	7
知的財産権	8
自由貿易の促進	12
インフラストラクチャー	12
2013年 BSAグローバル クラウド コンピューティング スコアカード	10
スコアカード手法	14
スコアカードの使用	14
BSAグローバル クラウド コンピューティング 国別チェックリスト	16
BSAについて	24

エグゼクティブ サマリー

クラウドコンピューティングに関する世界の政策の変化を年ごとに追跡する史上初のレポートである2013年BSAグローバルクラウド コンピューティングスコアカードは、不均一ながらクラウドへの準備が進んでいることを示しています。

これらの調査結果は、消費者、業界、そして政府のクラウドサービスに対する大規模かつ詳細に記録された動向を背景としたものです。これまで報告されてきませんでしたが、一部の国がクラウドへの準備度合いを改善するために大きな歩みを進めている一方で、世界最大のテクノロジー市場の一部を含む他の国では、停滞あるいは後退すら見られる、といった状況で、グローバルクラウドコンピューティングを支える政策環境において着実な進歩がなされているとはいえません。

これらの変化のすべてが重要です。なぜなら、クラウドコンピューティングが世界的な機会をもたらす中、各国の政策変更は、その国のみならずクラウドコンピューティング全体としてのグローバルな市場を変化させることになるからです。日々、クラウドコンピューティングの世界的成長の重要性を指摘する証拠が出現しています。最近、公的及び私的なITクラウドサービスが2015年までに世界中で約1,400万の雇用を創出する、そして、その雇用の半分以上が中小企業によるものである、との研究結果が出ました。¹この研究では、さらにクラウドコンピューティングが2015年までに1.1兆ドルの年間収益を生むと予測しています。

しかしながら、この世界的な成長は、BSAスコアカードから見てとれるように、世界的な政策環境により左右されます。昨年

のレポートで概説したように、取り組まなければならない多くの課題がありますが、すべての国は、政府、事業者及び市民がクラウドコンピューティングの恩恵を十分に得られるよう協調して政策対応することで恩恵を受けることになります。

今年の調査結果によれば、
少数の国が、デジタル経済を十分に活用するために必要な法令の変更を行い迅速に前進しました。これらの国は、ユーザーのクラウドへの信頼を改善し、かつ、クラウドコンピューティングによる高い生産性と経済成長の拡大を可能とする新たな法を採択しています。例えば、

- ➡ シンガポールは、今年、10位から5位に躍進しました。これは、概してユーザー保護と継続的なイノベーションの均衡を保つ新たなプライバシー関連法を採択したことに拠るものです。
- ➡ マレーシアは、順位の変動はありませんでしたが、サイバー犯罪と知的財産法における様々な改正及びデジタル取引の改善努力によりスコアカードの得点を大きく稼ぎました。これによって、マレーシアは、昨年レポートで指摘された、先進国とクラウドへの準備に向け奮闘している国との間の格差を解消しました。

¹ IDC, Cloud Computing's Role in Job Creation (雇用創出におけるクラウドコンピューティングの役割) (2012年3月)

主要な分野において重要かつ国際的に合意された法的基準を採用することによって、政策格差の縮小に役立てることができます。

- ➡ ブラジルは、昨年のレポートでは、いかなる種類のサイバー犯罪法も持っていない唯一の国でした。これによって、サイバー犯罪関連の経済損失が、2012年において80億ドルに達すると予測されていました。²ブラジルは、2012年11月にサイバー犯罪立法を承認し、またその他付随する政策の改善を行うことによって、スコアカード順位の最下位を脱出し、順位を二つ上げました。
- ➡ 主要な国際協定に沿った知的財産権保護の様々な改善により順位を上げた国もあります。例えば、カナダ（12位から9位へと順位を3つ上げました）、ロシア（16位から順位を2つ上げました）及びインド（17位から順位を2つ上げました）です。

将来に目を向けると、今年のスコアカードで明らかになった進歩はありますが、調査対象となったあらゆる国で対処すべき課題が残っています。

世界最大の市場では、クラウドコンピューティングに向けた政策環境の進歩は、2012年には概して停滞しています。開発途上国である、マレーシア、ブラジル及びロシアにおいて最も進展があったため、初回のBSAグローバルクラウドコンピューティングスコアカード

で明らかになった先進国と開発途上国との格差は狭まっています。とはいえ、調査対象となったすべての国において政策改善の余地はあります。顕著な動きを挙げると、

- ➡ スコアカードの調査対象となったEU加盟6か国のすべての国が、順位を落としています。さらに、特定の国の調査結果を詳しく見てみると、ポーランド（1.3ポイント増加）、英国（0.4ポイント増加）、及びドイツ（0.1ポイント増加）のみが総合順位を改善したことが分かります。

- ➡ 米国は、改善度合いがより緩やかだったドイツを飛び越えて順位を一つ上げました（4位から3位）。そのような結果であっても、米国の加点は主要な政策改善よりはむしろクラウドコンピューティングのための基準整備に係る有用な進歩とインフラ改良によるものです。

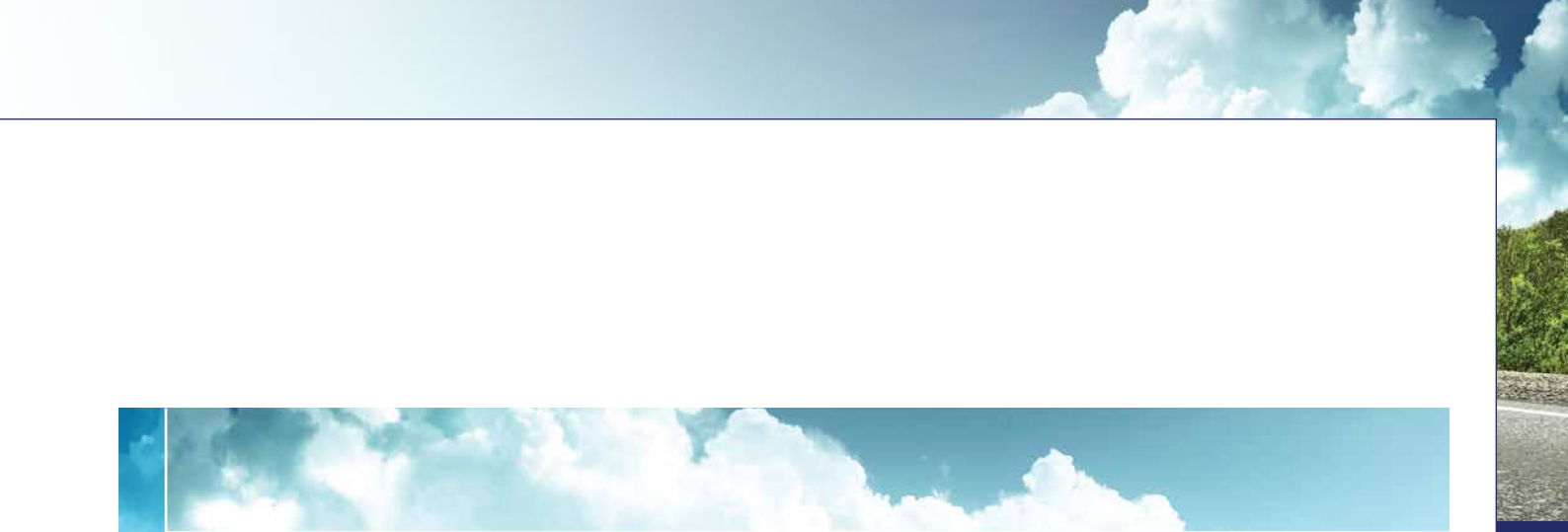
困ったことに、クラウドコンピューティングに対するグローバルアプローチを促進する多くの地域の努力にもかかわらず、クラウドを阻害する可能性のある政策が引き続き出現しています。国々は、データに対する地理的制限又は作業若しくはデータのアウトソーシングに対するその他の制限を提案し続けています。これは、スコアカードの順位が上位の国にも当てはまります。ドイツは、今年のスコアカードで一つ順位を落として4位に後退しましたが、昨年のレポートで、一部データを国内にとどめることになる過度に制限的な法解釈がある国とされていました。クラウドを阻害する可能性のある政策の例を挙げますと、

- ➡ インドネシアは、プライバシー法で一定の改善があった国ですが、クラウドサービスプロバイダーに対する多大な障壁となるICT規制の導入によって進歩の可能性を損ないました。特に、当該規制には、プロバイダーに対して自社のサービスを中央機関に登録することを義務付ける規定や一部のプロバイダーに対して、現地データセンターの設置や現地スタッフの雇用を強制する規則が含まれています。インドネシアは、スコアカードで順位を上げるどころか、一つ順位を落として21位になっています。

広範囲の調査結果に加えて、今年のスコアカードは、初めて、グローバルなクラウド政策においてプラスとなる一または問題となる一展開に焦点を当てた一連のケーススタディを掲載しました。

将来に目を向けると、今年のスコアカードで明らかになった進歩はありますが、調査対象となったあらゆる国で対処すべき課題が残っています。各国のクラウドコンピューティングの利益を活用する能力を改善する鍵となるのは、グローバルクラウドの成長を助ける協調政策対応です。

² Norton by Symantec, 2012 Norton Cybercrime Report (2012年ノートン サイバー犯罪報告書) 2012年9月5日



BSAクラウド ポリシー ブループリント

クラウドコンピューティングからもたらされると予測される経済成長及び結果として生じるビジネス及び国家経済の変質は、BSA指標において使用される7つの分野で適切な政策を有するかどうかにより分析されます。

- **プライバシーの確保:**クラウドコンピューティングの成功は、ユーザーの情報が予期せぬ形で使用又は開示されないというユーザーの信頼にかかっています。それと同時に、クラウドの利益を最大化するためには、プロバイダーは、最も効率的な方法でクラウドを通じてデータを自由に移動させることができません。
- **セキュリティの促進:**クラウドでのアプリケーションの保存及び運用特有のリスクをクラウドコンピューティングのプロバイダーが理解し、これを適切に管理していることが、ユーザーに保証されなければなりません。クラウドプロバイダーは、特定の技術の使用を求められることなく、最先端のサイバーセキュリティソリューションを実施できなければなりません。
- **サイバー犯罪との闘い:**サイバースペースにおいても、実社会と同様、法律は効果のある抑止力と明確な訴因を提供しなければなりません。法制度は、法執行機関とクラウドプロバイダー自身のために、クラウドに保存されたデータへの不正アクセスを撲滅する効果的な仕組みを提供するべきです。
- **知的財産保護:**継続的なイノベーション及び技術革新を促進するため、知的財産法は、クラウドの基礎となる開発の明確な保護及びその不正利用や侵害に対する積極的な執行を定めるべきです。
- **データ可搬性の確保及び国際的規則の協調:**異なるクラウドプロバイダー間のものを含めて、世界中での円滑なデータの流れは、オープンであることと相互運用性の促進が必要となります。政府は、クラウドプロバイダーに課される法的義務の矛盾を最小限にすべきであり、産業界とともに標準を開発すべきです。
- **自由貿易の促進:**クラウド技術は、その性質上、国境を越えて運用されます。経済成長を促進するクラウドの能力は、特定の製品やプロバイダーに対する選好を含む自由貿易に対する障壁を世界市場が乗り越えられるにかかっています。
- **必要なITインフラの確立:**クラウドコンピューティングは、強固で、あらゆるところで使用できかつ手頃な価格のブロードバンドアクセスを必要とします。これは、ブロードバンド インフラストラクチャーへの民間部門の投資のインセンティブを提供する政策とブロードバンドに対するユニバーサルアクセスを促進する法律を通じて達成できます。

全体的なクラウドへの流れとその便益の活用はほぼ不可避であり、政府には急務が課せられています。クラウドの利益を享受するためには、イノベーションを促進し、これを支えるためのインフラストラクチャー構築のインセンティブを提供し、また、クラウドの使用が、プライバシー、セキュリティ及び安全への期待を犠牲にすることなく予想される利益をもたらすものであるとの信頼形成を促進するような、法的及び規制的枠組みを政策立案者は提供しなければなりません。

主要な調査結果

2013年BSAグローバルクラウドコンピューティングスコアカードにより、世界中のいくつかの国でクラウドコンピューティングのための政策環境に著しい改善があったことが明らかになりました。調査結果は、独自の調査と、クラウドコンピューティングの成長を支える各国の準備度合いを測定する7つの政策区分を使用した24か国のランキングに基づいています。この24か国は、世界中の情報通信テクノロジー（ICT）市場の80パーセントを占めています。

クラウドコンピューティングの準備態勢の測定

スコアカードは、7つの政策区分におけるクラウドコンピューティングに関連する主要法規並びに各国のICT関連インフラストラクチャー及びブロードバンド展開を分析しています。これらの政策区分は、BSAのクラウドコンピューティング基本原則に沿ったものであり、スコアカードの分析的枠組み及びクラウドコンピューティングの成長を可能とする実行可能な枠組みを提供するための提言を実証するものです。

国のプライバシー保護体制は、予測可能で透明性があるべきであり、データ管理者や国境を越えたデータ移転についての登録要件のような、クラウドサービスプロバイダーにとって無用な負担となる制約を課すことを避けるべきです。

データプライバシー

クラウドユーザーは、クラウドに保存された個人情報、世界中のどこに保存されていても、予期せぬ形でクラウドプロバイダーによって使用又は開示されない信頼できる場合に限り、クラウドコンピューティングを利用しようと考えま

す。国のプライバシー保護体制は、予測可能で透明性があるべきであり、またデータ管理者や国境を越えたデータ移転についての登録要件のような、クラウドサービスプロバイダーにとって無用な負担となる制約を課すことを避けるべきです。クラウドプロバイダーには、プロバイダーが提供するクラウドサービス及びビジネスモデルに適したプライバシー政策の策定が奨励されるべきです。

スコアカードから、大部分の国がデータ保護の枠組みを有しており、また独立のプライバシーコミッショナーを設置していることが明らかになりました。これらの法の多くは、OECDガイドライン、EU指令又はAPECプライバシー原則に基づいています。残念ながら、データを保有若しくは処理する者、又はデータ移転についての登録要件が、クラウドサービス開始の障壁になる可能性があります。かかる要件は、一部のEU加盟国における国境を越えた移転の登録等、一部の国に存在します。

オーストラリア、カナダ、日本及び韓国は、負担となる登録要件を課さない、包括的なプライバシー体制を有していることから、プライバシーの項目で優秀な得点を得ています。

シンガポールと中国は、2012年に新たなプライバシー法を導入し、オーストラリアとインドネシアでは、既存の法が改正されました。シンガポールは、近代的で、バランスのとれたプライバシー体制を導入したことにより、得点と順位を大きく上げました。中国は、そのアプローチがより狭い区分のデータに対する一部の基本的なプライバシー及びセキュリティ原則の導入にとどまったため、大きな順位の上昇はありませんでした。残念ながら、一部の国においてプライバシー法改正は遅れており、ブラジル、インド、南アフリカ、タイ及びトルコでは、提案に対する国会の支持を得ることができませんでした。

EUと米国のプライバシー法も、大きな議論と改正の対象となっています。EUは、既存の指令を、消費者にとってある程度

のプラス要素がありますが、クラウドサービスプロバイダーにとっては、新たな管理上の負担を課す可能性のある規制に置き換えることを提案しています。規則案は、継続的な議論の対象となっています。米国では、オバマ政権が一般的なプライバシー立法を公約として発表していますが、実際、立法者の間でより広い範囲のコンセンサスがなければ展開は難しいかもしれません。一方で、米国は、新たな消費者プライバシー権利章典の施行を進めており、これは、執行可能な行動規範を通じて保護をもう1つ提供しうるものであり、主要な規制当局は既存の分野別プライバシー保護を執行することに対して積極的になっています。

シンガポール: 新たなプライバシー立法では、他国の失敗を回避し、バランスのとれたアプローチをとっています

シンガポールは、プライバシー立法においては後発国であり、10月に2012年個人データ保護法を採択しました。しかしながら、このタイミングが助けとなって、シンガポールは、プライバシー規制に対するEUとAPECのアプローチの最も良い部分を抽出し、かつ選択し、また他国の法に見られる難解な法律用語や行政的な複雑さを回避した規制枠組みを策定することができました。

法は、現代の情報社会における個人情報保護のため、進歩的で緩やかな体制を定めています。その「目的」に謳われているように、シンガポールの法は、バランスのとれたアプローチをとることを試みています。

本法は、自己の個人データを保護する個人の権利と、組織が個人データを、合理的な第三者が当該状況下で適切とみなす目的において、収集、使用又は開示する必要性との両方を考慮して、組織による個人データの収集、使用及び開示を規定することを目的とする。

かかる目標を達成するために、シンガポールは、プライバシー保護に対して広範囲に原則主義を採用しています。法は、通知、同意、セキュリティ、アクセス、修正及びデータ保管について簡潔な条項を定めており、これらすべてがよく知られた国際基準に基づいています。

シンガポール国外への個人データの移転に関しては、法は、より詳細な規則が将来的に展開されることを予測して、技術発展の余地を認めています。これは、負担の重い登録要件や規範的な行政上の義務を課すことを避けるとともに、組織に対して担当者を置くことを要求することによって遵守の必要性とのバランスをとっています。

法は、監視と執行のための独立の個人データ保護委員会を設置しています。規制当局による初動アプローチは、調査や仲介ですが、強い制裁措置に裏打ちされる遵守を指示する権限も有します。すべての当事者は、申立て又は指示に対し、いくつかの段階的な上訴権が与えられます。

韓国:提案されているクラウドコンピューティング立法は、国独自の規則でグローバルクラウドを弱体化させるおそれがあります

歴史的に見て、テクノロジー規制に対する韓国のアプローチは、時折世界的なベストプラクティスのモデルとして称賛されてきました。事実、この国は、技術発展と歩調を合わせて法的枠組みを適度に変更しながら、クラウドコンピューティングにおける主要なベストプラクティスに全般的に従ってきました。

韓国は、活発なデジタル環境の促進に全体的に成功し、そのような成功に助けられて、今年のBSAグローバルクラウドコンピューティングスコアカードでも、再び、最もクラウドに対する準備態勢に優れた上位10か国に入りました。残念なことに、この順位は、2012年に提案された法案によって危険にさらされようとしています。

「クラウドコンピューティングの発展及びユーザーの保護のための法案」は、テクノロジー産業を通じた経済成長の促進という良い意図に基づくものです。しかし残念ながら、法案の原案の規定は、規制を過度に広範囲に定義し、またグローバルサービスに対する片務的な義務を課すことによって、上記のような成長を危機にさらすおそれがあります。法案において提示された課題は以下のようなものです。

- ➡ クラウドコンピューティングについて質の悪い定義を定めることにより、将来的な規則の執行において混乱や透明性の欠如を生ずる可能性があること。
- ➡ クラウドコンピューティングをテレコミュニケーションサービスに分類し、クラウドサービスにつき、多大かつ無用な規制の対象とする可能性があること。
- ➡ どのクラウドプロバイダーが登録を要求されるかを明らかにせず、また外国プロバイダーを訴追の対象とすることによって、韓国におけるクラウドプロバイダーの登録要件に混乱を生じさせること（登録要件が必要であるとして自体、理由が明らかではありません）。
- ➡ 多くの韓国独自の義務を課すことによって、技術進歩から韓国を孤立化させ、また、韓国消費者及び現地サービスプロバイダーによるクラウドの採用を阻害する危険性があること。
- ➡ 相互運用性、セキュリティ、安全及びサービスの質について一方的な基準の創出を含むこと。これらすべて、1つの方法で全ての問題に対応しようとしており、市場のスピードについていけないと考えられます。むしろ、このアプローチは、韓国のプロバイダーを世界的流れのビジネスモデルから隔離する可能性があります。

クラウドコンピューティングを促進する政策努力は称賛すべきです。しかしながら、韓国で提案されている法案のような立法は、利点よりも懸念の方をより多く投げかけるものです。名誉のために申し添えると、政府は業界と綿密な協議を続けており、提示された問題点を考慮しています。BSAは、韓国政府が、このダイナミックなグローバルベースの技術分野に対して過度の規制を課す前に慎重に検討を重ねることを奨めます。

セキュリティ

クラウドコンピューティングやその他のデジタルサービスの消費者（民間部門及び政府部門の両方のユーザーを含む）は、クラウドサービスプロバイダーが、クラウドシステムにおける自己のデータの保存やアプリケーションの運用に関連したセキュリティリスクを理解し、これを適切に管理していることについての保証を必要としています。スコアカードのこの項では、セキュリティ基準及びセキュリティ対策の継続的なテストが各法域において規制の対象となっているか否かや、電子署名法、インターネット検閲又はフィルタリング要件についても分析しています。

フランス、日本、イタリア、英国及び米国は、この項目のすべてにおいて優秀な得点を得ています。中国、インドネシア、タイ及びベトナムは低い得点となっています。

スコアカードからは、大部分の国が明確かつ技術的に中立な電子署名法を備えていること、セキュリティ要件は大部分の法域で整備されている一方で、セキュリティ監査要件は一般的に存在していないことが明らかになりました。しかしながら、一部過度に規範的なセキュリティ要件が出現し始めています。これには、インドネシアにおける、サービスプロバイダーに対してデータセンターを国内に置くことを要求する新たな規制（その他にもマイナスな進展がありますが）や、一方的なセキュリティ基準を制定することになる韓国で提案されている立法などが含まれます。

多くの国々では、デジタル経済やクラウドコンピューティングの拡大に対する障壁となりうるインターネットフィルタリングあるいは検閲体制を実施していました。このような体制の主な意図は、特に児童ポルノといった違法データの配信を含む犯罪行為に対処することですが、一部のフィルタリング又は検閲体制は、政治的反対意見を表明するサイトを定期的にブロックしています。2012年に、ロシアは、新たなインターネット検閲規則を導入したことにより、この項目での得点を大きく下げる結果となっています。歓迎すべきこととしては、オーストラリアが強制的フィルタリングの計画をやめたことであり、そのため同国の得点はアップしました。

サイバー犯罪

クラウドコンピューティングは、大規模なデータセンターにおける大量のデータ集約を伴うことから、データセンターがサイバー攻撃犯罪者にとって、新たなそして極めて誘惑的な標的となり得ます。犯罪者は、このような情報が保管されている場所に関心を向けるので、物理的攻撃及びサイバー攻撃の両方からこのようなデータセンターを守ることはますます重要な課題となります。政府は、法執行機関及びクラウドプロバイダー自身のために、クラウドに保存されたデータに対する不正アクセスを撲滅するよう、国内法による有効な仕組みを提供すべきです。この項目では、これらの問題点並びに捜査及び執行に関連する規制（暗号化されたデータへのアクセス及び域外犯罪を含みます）を分析しています。

スコアカードからは、大部分の国がコンピュータ犯罪法又はサイバー犯罪法のいずれかを有しており、またこれらの多くの法がサイバー犯罪条約に広い範囲で対応していることが分かりました。調査対象となった多くの国（オーストラリア、EU加盟国、日本及び米国）が現在条約を批准しており、また他のいくつかの国が署名を検討しています。残念ながら、いくつかの主要法域では、サイバー犯罪法において不十分な点や矛盾があります。例えば、カナダと韓国

は、刑法を改正しておらず、またロシアは、国際的なベストプラクティスに従ったものではない法的アプローチを選択しています。

オーストラリア、フランス、ドイツ及び日本が、サイバー犯罪の項目で極めて高い得点を獲得しています。カナダ、中国、韓国、ロシア及びベトナムは、低い得点でした。最も改善を見せた国はブラジルで、長期間に亘る運動の末ついにサイバー犯罪法を採択しました。

また、この項では、暗号化データへのアクセスや域外犯罪を含む、捜査及び執行についての規則も分析しています。これらの分野では、結果に大きなばらつきがあります。

政府は、法執行機関及びクラウドプロバイダー自身のために、クラウドに保存されたデータに対する不正アクセスを撲滅するよう、国内法による有効な仕組みを提供すべきです。

EU: データ保護の見直しは、ユーザーの信頼を促進しつつ、イノベーションの余地を残すものであるべきです

プライバシー法は、クラウドコンピューティングにとって、成功の鍵とも阻害要因ともなりうるものです。かかる法は、消費者に、彼らのデータが予測されない形で使用又は開示されないとの信頼を与えるものでなければならない一方で、プロバイダーが可能な限り最も効率的な方法により、グローバルクラウドを通じてデータ移動を行うことを可能としないければなりません。そこで、EUのデータ保護枠組みの見直しは、ユーザープライバシーの改善とグローバルクラウドの進展の両方にとってよい機会となります。

EUの立法者は、オンライン上の欧州市民の権利保護を確保しながら、ユーザーのニーズを満たす新製品やソリューションを開発・創造する企業の能力も担保するという先見性のある解決策を通じて、前記の目標を達成することができます。これらの目標を達成するため、欧州プライバシー法は、ユーザーのプライバシーを保護して顧客の信頼を得ること、企業とユーザーに対し調和のとれた規則と法的明確性を与えること、そして、データ処理の背景事情やリスクを考慮した個人データの定義に対する差別化されたアプローチを開発することができる効果的な手段を取れるようにすべきです。

残念ながら、提案されているいくつかの法改正は、EU自体、及び世界中の、クラウドコンピューティングに対する大きな障害を生ずる可能性があります。EUは、見直しを進める上で、改訂されるプライバシーの枠組みが以下のものを含むことを確実にしなければなりません。

🔄 日々進化する技術ニーズを満たす、実行可能で、技術的に中立な枠組み

技術の変化は速いもので、クラウドは技術の変化のスピードの完璧な例です。極めて規範的な、欧州中心の規則は、欧州のクラウドユーザーをグローバルクラウドから封鎖し、新たに進化する技術を見落としてしまう可能性があります。

🔄 プライバシーに関する背景事情やリスクベースのアプローチ、並びにデータ保護に対する包括的規則の回避

急速に変化する技術環境において、データの収集及び処理には多くの合法的な状況があります。特に、これには、セキュリティ目的でデータを検査・管理する能力を確保することが含まれます。

知的財産権

クラウドコンピューティング並びにデジタル経済におけるテクノロジー及びサービスのプロバイダーは、高度に革新的な他の製品と同様に特許権、著作権、営業秘密及びその他の形の知的財産保護を必要としています。従ってクラウドの研究開発及びインフラへの投資を奨励するためには、知的財産法にかかる投資に対する強いインセンティブと不正使用及び侵害に対抗する明確な保護手段及び積極的な執行手段が規定されていなければなりません。オンライン仲介業者は、責任をもって行動することに対してインセンティブを持つべきであり、またこれを行った場合には仲介業者の責任について

セーフハーバールールが適用されるべきです。

この項目では、捜査及び執行アプローチも分析していますが、アプローチには幅広い多様性があり、また大きな矛盾を抱えています。また、執行の対応や利用可能なリソースについて懸念がある法域も存在します。最新の知的財産法を備えた国であっても、しばしば法の執行を怠り、多くの法域でパライシー・レート（権利侵害・不正行為の比率）が高いままとなっています。スコアカードからは、多くの主要な権利及び保護に関して一貫したアプローチに取り組んでいる国があることが明らかになりました。しかしながら一部の法域の知的財産法には不十分な点が存在します。

② 個人データの調和の取れた水準における個人データ保護による域内市場でのデータの自由な流通

EU域内での調和は、企業及び消費者の両者にとって法的明確性と一貫性を提供する必要不可欠な一歩です。提案は、これに関しては進歩的であり、最終的な規則までこの点を注視することが重要です。

必要とされているのは、欧州におけるプライバシー遵守のための「チェックリスト」となる硬直的な枠組みではなく、むしろ継続的な技術進歩のニーズに伴う個人と企業の基本的な権利の尊重を調和させる明確なルールです。規則が規範的すぎる場合には、欧州のプライバシー目標達成を妨げてしまうでしょう。規制の特定パラメーターの範疇を超える新製品や技術は、技術の進歩を遅らせ、また欧州の消費者の選択肢を狭めることによって欧州のプライバシー目標達成を妨げることになります。

また、クラウドコンピューティングのためのデジタルシングルマーケットを確立するためには、EUの複数のイニシアチブにおいて、同様にグローバルアプローチがいつもとられなければならないことに留意すべきです。標準及び認証についての欧州委員会のクラウドにフォーカスした作業、契約条件、及びEUクラウドパートナーシップ、委員会のEUクラウドコンピューティング戦略のすべての部分、並びに今後提出予定のクラウドについての欧州議会報告書は、EUのみに焦点を当てるのではなく、グローバルな見地に立たなければなりません。

プライバシーは、デジタル環境において必要不可欠なものです。データプライバシー法の発展又は改正とともに、欧州の見直しの最終目標は、欧州のデジタル経済を前進させ、かつクラウドコンピューティングを重視するイノベーションを奨励する一方で、ユーザーのプライバシーのための高い基準を提供するために実際に機能する枠組みであるべきです。

昨年、知的財産の分野において重大な法改正がありました。カナダ、インド、マレーシア及びロシアが著作権法の重要な改正を採択し、これによってこれらの国は国際基準に従った国となりました。マレーシアは、WIPO著作権条約に署名しました。法執行は2、3の国で改善されました。

未だに残念な部分も残っています。ブラジルは、著作権法改正に失敗し、またイタリアは、2年以上にわたって検討され、制定が期待されていたオンライン著作権規制を断念しました。

この項目の上位の国は、オーストラリア、マレーシア、シンガポール及び英国です。下位の国は、ブラジル、インドネシア、タイ及びベトナム等です。

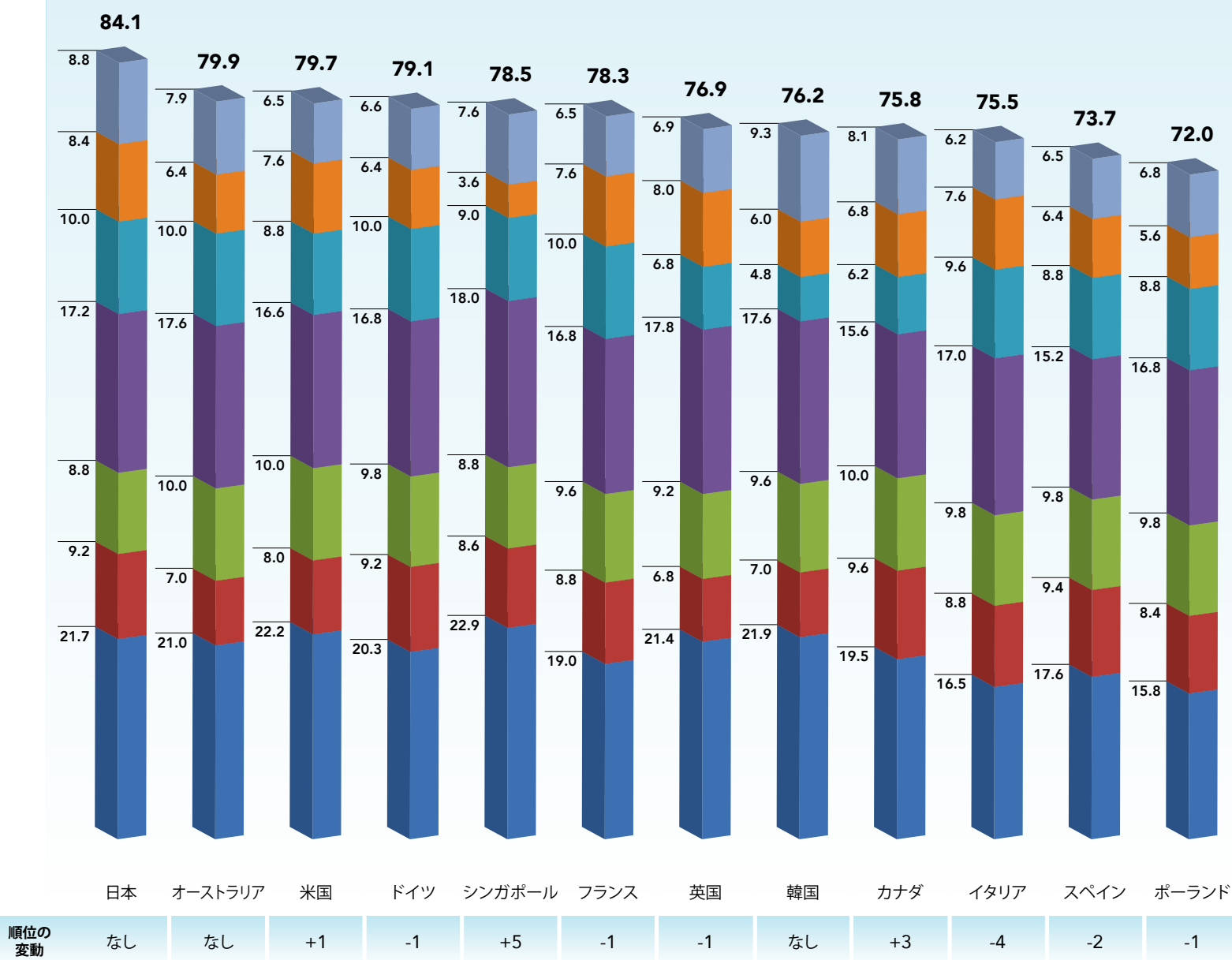
データ可搬性及び相互運用可能なアプリケーションのシームレスな利用は、クラウドコンピューティング及びデジタル経済にとって主要な検討事項です。消費者は、クラウドに相互運用性を求めており、また産業界は、標準開発組織やその他の国際的手段を通じてこの需要を満たすために懸命に努力しています。政府はこれらの努力を支援し、技術の強制を行わないことが重要です。

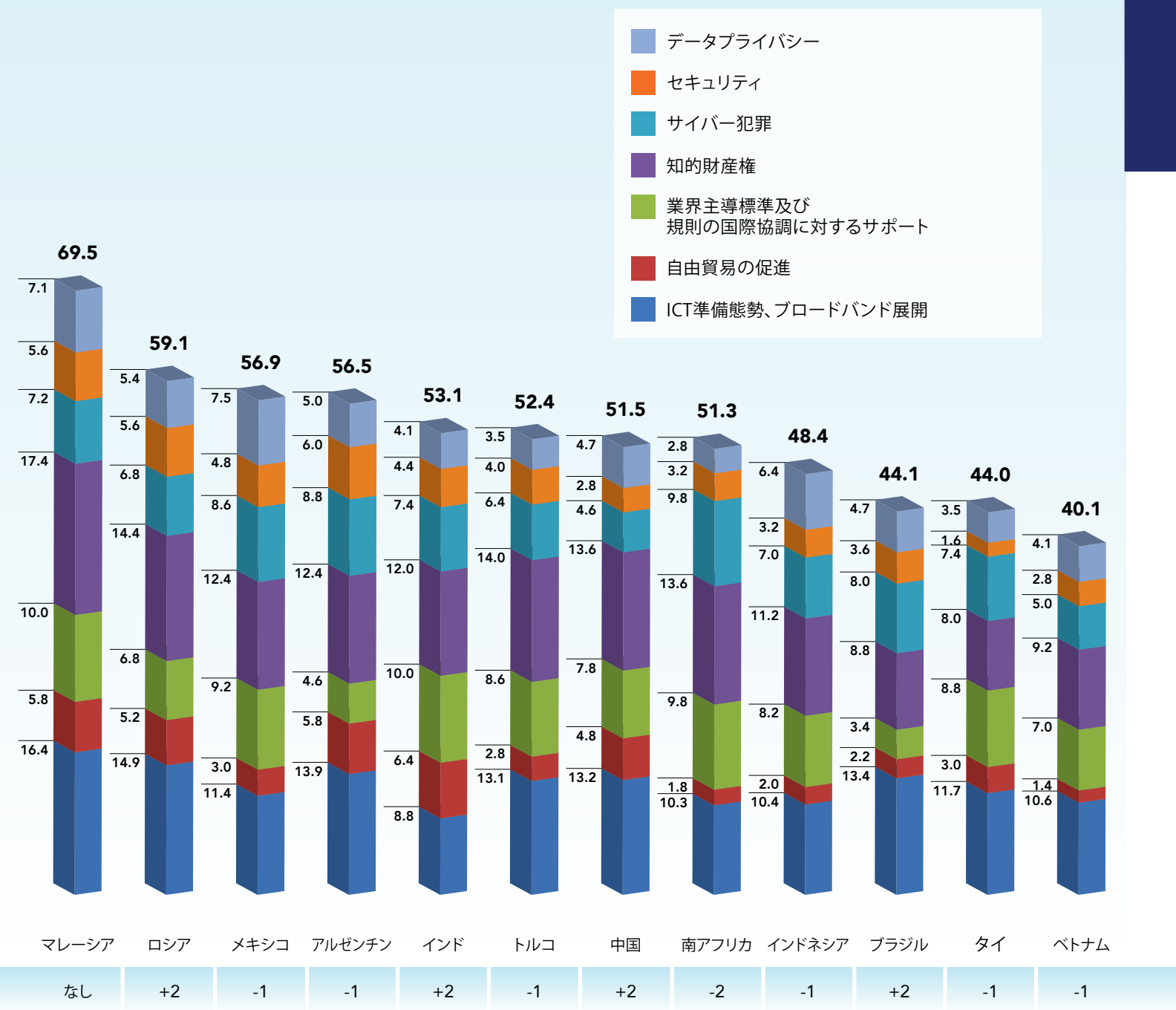
スコアカードのこの項目では、任意の業界主導の標準化プロセスを通じて策定される標準を政府が奨励しているか否かを分析しています。また、この項では電子商取引規則、関税及び関連する貿易規則の国際協調も分析しています。

continued on page 12

2013年BSAグローバルクラウドコンピューティング スコアカード

いくつかの国では、過去1年間でクラウドコンピューティングに向けた政策環境に著しい改善が見られました。この調査結果は、BSAスコアカードの独自の分析とグローバルICT市場の80パーセントを占める24か国のランキングに基づいています。





クラウドサービスは、国境を越えて運用されるもので、その成功は、地域及び世界市場に対するアクセスに依拠しています。顕在的もしくは潜在的な貿易障壁を生み出す制限的な政策は、クラウドコンピューティングの発展を遅らせることとなります。

国際協調の点で上位の国は、オーストラリア、カナダ、インド、マレーシア及び米国で、これらすべての国がこの項目で満点を獲得しました。アルゼンチン、ブラジル、ロシア及びベトナムが低い点数でした。

自由貿易の促進

クラウドサービスは、国境を越えて運用されるもので、その成功は、地域及び世界市場に対するアクセスに依拠しています。顕在的もしくは潜在的な貿易障壁を生み出す制限的な政策は、クラウドコンピューティングの発展を遅らせることとなります。

スコアカードのこの項目では、政府の調達体制並びに自国主義の要件及び特定の製品の選好を含む自由貿易に対する障壁の撤廃努力の分析及び比較を行います。またこの項目では、対象国がかかる政策を自由化する、政府調達に関するWTO協定の加盟国となっているかについても分析しています。この項目の上位国は、カナダ、ドイツ、日本及びスペインです。

スコアカードからは、標準策定に対して一貫性のないアプローチをとっていたり、国内的な枠組みや政策がない中で多くの場合当たり前の決定を行っている国があることが明らかになりました。オンライン上のソフトウェアやアプリケーションに対する関税や貿易障壁は稀ですが、一部の法域では、クラウドサービスにアクセスするために使われる新技術製品に対する関税が未だに維持されています。

2012年におけるこの項目でのプラスの展開としては、米国標準技術局によるクラウドコンピューティング基準の決定が挙げられます。

スコアカードからは、多くの国が政府調達において未だに国内サプライヤーに優先的措置を与えていることが判明しました。インドネシア、南アフリカ及びベトナムがこの項目では低い得点となりました。

この項目では、インドネシアにおける極めてマイナスの展開にも注目しました。すなわち、新たな規則によって、データセンターを国内に設置することや現地スタッフを雇用するといった義務の可能性を含む、電子サービスプロバイダーに対する負担となる要件が導入されました。

インフラストラクチャー

スコアカードのこの項目では、デジタル経済及びクラウドコンピューティングの支援のために各国で利用可能なインフラストラクチャーの分析及び比較を行います。これは、国家的ブロードバンド計画の存在、国の国際接続性スコア及び国際インターネット帯域を含む、様々な範囲の重要なICT指標についての詳細な比較統計に基づくものです。さらに、スコアカードは、モバイルブロードバンド加入の重要性（及び成長）を反映して、様々なサービスの加入者数についての統計も含んでいます。

これらの要素に基づいて、日本、韓国、シンガポール及び米国が、スコアカードのこの要素で最高得点を獲得しました。ブラジル、中国、ポーランド、ロシア及びシンガポールは、2013年のインフラストラクチャーにおける得点に最高の改善を見せました。

インフラストラクチャーは、国内ブロードバンドアクセスネットワークを開発した又は開発している国において向上しました。日本、韓国及びシンガポールを含むいくつかの国では、優れた国内ブロードバンドネットワークを確立しました。2012年に、中国は、2015年までに予測される8億のインターネットユーザーに対応する主要な国家ブロードバンド計画を発表しました。

日本及び韓国は、ファイバーインターネット接続の割合において優位に立っており、両国とも浸透率が他の国の2倍となっています。また日本と韓国は、世界中の6,000万のファイバー接続

貿易協定: 環太平洋パートナーシップ (TPP) や他の新たな試みが、データ取引を促進し、経済成長の機会を与えます

世界貿易の発展に伴って、かかる活動を規律する国際協定も同様に進化しています。もはや完全にクラウドコンピューティング時代に入っているため、TPP交渉は、とりわけ、多国間環境における国境を越えたデータ流通についての最初の現代的ルールの特文化という点で、今後の継続的な発展へのタイムリーな機会となっています。

TPPや2013年に進捗すると思われる他の多国間貿易協定は、これに先立って行われてきたことの上に構築されていくことになります。世界貿易機関を例にとれば、サービスの貿易に関する一般協定は、コンピューターサービスのための規則の枠組みを確立しました。しかしながら、この1995年の協定は、インターネット革命やクラウド技術を完全に予期したものではありませんでした。より最近の貿易協定である、米国－韓国間自由貿易協定では、電子商取引についての強力かつ適切な規定が含まれていますが、これは二国間に限定されています。

今日、世界規模でのデータの自由な流通を保護するために新たな多国間のルールが必要です。様々な交渉に関与している政府は、この交渉の機会をとらえるべきです。出発点として、政府は、国ごとのプライバシーへの懸念に十分に対処しつつ、国境を越えたデータ移転の自由な流通を確保するのに十分な柔軟性を持った、綿密な枠組みを確立するよう努めなければなりません。

クラウドコンピューティングの成長を確保するために、先見性を持つ貿易協定に記述される義務は、以下のようであるべきです。

- ➡ 国境を越えたデータサービスの提供に対する制限を明確に禁ずること。
- ➡ 自国のクラウドサービスの提供又はその提供への投資の条件として、サーバー等の現地コンピューターインフラの使用を義務付けることを禁ずること。
- ➡ 貿易を制限するような形での基準及びライセンス要件の使用を禁ずること。
- ➡ 私企業及び消費者による購入、及び国営企業を含む政府調達を対象とすること。

の半分以上を有しており、ロシアが9百万接続、米国が6百万でこれに続いています。

シンガポールは、インフラストラクチャーの項目において最高得点を獲得し、また国際インターネット帯域等の多くの分野で際立った成長率を維持しています。

米国は、公共クラウドサービス市場の規模及びアクティブモバイルブロードバンド加入者数の多さでトップに立っています。

多くの国で主要なインフラストラクチャー改良が進行中である一方で、ブロードバンド浸透率は、未だかなりのばらつきがあ

り、一部の国では、インフラストラクチャーの得点と成長率がともに低いという結果となりました。デジタル経済及びクラウドコンピューティングの利益を十分に享受するためのインフラストラクチャー（又は計画）ですら整備されていない国があるというリスクがあります。

スコアカード手法

BSAグローバル クラウド コンピューティング スコアカードは、クラウドコンピューティングに対する準備態勢の度合いを判定する上で適切な66の質問を特定して、世界中の24の国々の法的及び規制的枠組みを分析しています。質問は、先に述べた政策区分に基づいて分類されており、一般的に「はい」又は「いいえ」で回答できるように設定されています。また、回答はカラーコード化されています。

-  プラスの評価を示します。これは一般的にクラウドコンピューティングにとって望ましい法律及び規制環境の整備に向けて望ましい段階であると考えられます。
-  マイナスの評価及び望ましい法律及び規制の整備に対する潜在的な障壁が存在することを示します。
-  評価が一部プラスであるが、さらなる修正作業を要する不足又は矛盾が一部存在することを示します。
-  関連する問題についての事実調査的な質問であることを示します。

スコアカードは、クラウドコンピューティングに関連する法規について国際的に協調のとれた体制の構築を視野に入れた、政策立案者とクラウドサービスの提供者との間の協議に関するプラットフォームを提供することを目的としています。これは、政策立案者にとって、建設的な自己評価を行い、また世界的なクラウドコンピューティングの成長を進めるためにとるべき次の手段を決定する手助けとなるツールです。

スコアカードのインフラストラクチャ部分の回答は、以下のスケールに基づいてカラーコード化されています。すなわち、特定の質問（例えば、インターネットユーザーの最大人口又は最高数）に対する「最高の」回答が明るい緑色で示されており、その他の回答の色は、最低の回答の赤色に向けて段階的に下がっていきます。

ICT準備態勢（24か国のうちの国別ランキング）



スコアカードの使用

スコアカードは、国別レポートに基づいています—そして、特定の質問には加重された得点が割り当てられています。多くの基本的な事実調査的な質問は、得点システムから除外されています。質問の各グループには、クラウドコンピューティングに対する重要度を反映するために加重がかけられています。また、各個別の質問は、各グループ内での重要性を反映するために加重がかけられています。加重を以下の表に示します。

番号	テーマ/質問	加重	価値 (✓100)
データプライバシー		10%	10
1.	個人情報の収集、使用その他の処理を管理する法律又は規則が存在するか	30%	3
6.	プライバシー法の執行の任務を負う有効な機関（又は取締官）が存在するか	25%	2.5
8.	データ管理者には、登録要件は課されないか	20%	2
9.	クロスボーダーのデータ移転には登録要件は課されないか	15%	1.5
10.	侵害通知法は存在するか	10%	1
セキュリティ		10%	10
1.	電子署名に明確な法的重要性を与える法律又は規則が存在するか	20%	2
2.	ISP及びコンテンツ サービス プロバイダーには、強制的フィルタリング又は検閲が課されていないか	20%	2
3.	デジタル データ ホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する一般的なセキュリティ要件を定めた法律又は執行可能な条例は存在するか	20%	2
4.	デジタル データ ホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する特定のセキュリティ監査要件を定めた法律又は執行可能な条例は存在するか	20%	2
5.	技術製品についての特定の認証を要求するセキュリティ関連法規が存在するか	20%	2

番号	テーマ/質問	加重	価値 (/100)
サイバー犯罪		10%	10
1.	サイバー犯罪法は整備されているか	50%	5
2.	サイバー犯罪法はサイバー犯罪に関するブダペスト条約に準拠したものか	30%	3
3.	データホスティングプロバイダー、キャリアその他のサービスプロバイダーが保有又は送信する暗号化されたデータに対して、法の執行機関はどのようなアクセス権限を持っているか	10%	1
4.	域外犯罪について法はどのように対処しているか	10%	1
知的財産権		20%	20
1.	当該国はTRIPS協定の締約国か	10%	2
2.	TRIPS協定実施のための知的財産法が施行されているか	10%	2
3.	当該国はWIPO著作権条約の締約国か	10%	2
4.	WIPO著作権条約を実施するための法律が施行されているか	10%	2
5.	著作権者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化(ポスティング)に対して民事制裁は存在するか	10%	2
6.	著作権者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化(ポスティング)に対して刑事制裁は存在するか	10%	2
7.	著作権を侵害するコンテンツに対するISPの責任について規定する法律が存在するか	5%	1
8.	そのサイト又はシステム上で発見された著作権を侵害するコンテンツに対してISPの責任を問う根拠が存在するか	5%	1
10.	ISPは、権利所有者からの通知によって、著作権を侵害しているコンテンツを削除する義務があるか	5%	1
11.	ISPは、ISPのサービスを使用してサブスクライバーが著作権侵害のコンテンツ配信をしているとの通知を受領した場合に、サブスクライバーに通知する義務があるか	5%	1
12.	クラウドコンピューティングサービスの不正利用に対する明確な法的保護規定(有効な執行規定を含む)が存在するか	20%	4
業界主導標準及び規則の国際協調に対するサポート		10%	10
1.	データの相互運用性及び可搬性のための枠組みを定める標準を策定する法律、規則又は政策が存在するか	30%	3
2.	当該国の標準開発を主管する政府機関が存在するか	10%	1
3.	電子商取引法は整備されているか	30%	3
4.	外国のクラウドサービスプロバイダーからのアプリケーション又はデジタルデータのダウンロードは関税その他の貿易障壁なしで行うことができるか	10%	1
5.	国際標準が国内標準に優先するか	10%	1
6.	政府は国際標準策定プロセスに参加しているか	10%	1
自由貿易の促進		10%	10
1.	政府において技術的中立性を実施する法律又は政策が整備されているか	20%	2
2.	クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品(ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない)、サービス、標準又は技術の使用を義務付ける法律又は政策なしに運用できるか	20%	2
3.	クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品(ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない)、サービス、標準又は技術の選好を定める法律又は政策なしに運用できるか	10%	1
4.	クラウドコンピューティングサービスは、ベンダー、開発者又はサービスプロバイダーの国籍に基づく差別を定める法律の適用なく運用できるか	50%	5
ICT準備態勢、ブロードバンド展開		30%	30
1.	国家的ブロードバンド計画があるか	13%	3.75
3.7.	パーソナルコンピュータ(世帯数に対する割合%) (2011)	3%	0.75
4.1.	ITU ICT開発指標(IDI) (2011) (点数は10点満点、161か国が含まれる)	20%	6
4.2.	世界経済フォーラムネットワーク化準備度指標(2012) (点数は7点満点、142か国が含まれる)	20%	6
4.3.	国際接続性得点(2011) (点数は10点満点、50か国が含まれる)	15%	4.5
4.4.	IT業界競争力指標(2011) (点数は100点満点、66か国が含まれる)	10%	3
5.2.	インターネットユーザーの人口比(2011)	5%	1.5
5.3.	国際インターネット帯域幅(インターネットユーザー一人当りの1秒当りビット数) (2010)	3%	0.75
5.4.	国際インターネット帯域幅(2011) (国当りの1秒当り合計ギガビット数(Gbps))	3%	0.75
6.4.	インターネットユーザー数に対する固定ブロードバンド加入数の割合 % (2011)	5%	1.5
7.2.	居住者100名当りのアクティブなモバイルブロードバンド加入数(2011)	5%	1.5

BSAグローバルクラウドコンピューティング チェックリスト

番号	質問	アルゼンチン	オーストラリア	ブラジル	カナダ	中国	フランス	ドイツ	インド	インドネシア	イタリア	日本	韓国	マレーシア	メキシコ	ポーランド	ロシア	シンガポール	南アフリカ	スペイン	タイ	トルコ	英国	米国	ベトナム
データ プライバシー																									
1.	個人情報の収集、使用その他の処理を規定する法律又は規則が存在するか	✓	✓	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✓	ⓘ	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✓	ⓘ	ⓘ
2.	プライバシー法の範囲と対象はどのようなものか	包括的	包括的	適用なし	包括的	セクトラル方式	包括的	包括的	セクトラル方式	包括的	包括的	包括的	包括的	セクトラル方式	包括的	包括的	包括的	包括的	適用なし	包括的	適用なし	適用なし	包括的	セクトラル方式	適用なし
3.	プライバシー法は、EUデータ保護指令のプライバシー原則に準拠したものか	✓	ⓘ	✗	✓	✗	✓	✓	✗	✗	✓	ⓘ	✓	ⓘ	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✗	✓	✗	✗	✓	ⓘ	✗
4.	プライバシー法は、APECプライバシーフレームワークのプライバシー原則に準拠したものか	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✓	✗	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✓	ⓘ	✗
5.	データプライバシーの侵害に対して個人の権利に基づく訴訟は可能か	可能	不可	可能	可能	可能	可能	可能	可能	不可	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	未定
6.	プライバシー法の執行の任務を負う有効な機関（又は取締官）が存在するか	国家取締官	国家取締官	なし	国家取締官	なし	国家取締官	セクター別取締官	なし	なし	国家取締官	セクター別取締官	国家取締官	国家取締官	国家取締官	国家取締官	国家取締官	国家取締官	なし	可能	可能	なし	可能	セクター別取締官	なし
7.	プライバシー取締官の性質はどのようなものか	唯一のコミッショナー	唯一のコミッショナー	適用なし	唯一のコミッショナー	適用なし	唯一のコミッショナー	唯一のコミッショナー	適用なし	適用なし	合議体	他の政府官吏	他の政府官吏	他の政府官吏	合議体	唯一のコミッショナー	他の政府官吏	適用なし	適用なし	唯一のコミッショナー	適用なし	適用なし	唯一のコミッショナー	他の政府官吏	適用なし
8.	データ管理者には、登録要件は課されないか	✗	✓	✓	✓	✓	✗	✗	✓	✓	✗	✓	✓	✓	✓	✗	✗	✓	✓	✗	✓	✓	✗	✓	✓
9.	クロスボーダーのデータ移転には登録要件は課されないか	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✗	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✗	✓	✓	✗	✓	✓	ⓘ	✓	✓
10.	侵害通知法は存在するか	✗	✗	✗	✗	✗	ⓘ	ⓘ	✗	✓	✗	ⓘ	✓	✗	✓	ⓘ	✓	✗	✗	ⓘ	✗	✗	ⓘ	✓	✗
セキュリティ																									
1.	電子署名に明確な法的重要性を与える法律又は規則が存在するか	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2.	ISP及びコンテンツサービスプロバイダーには、強制的フィルタリング又は検閲が課されていないか	✓	✓	✓	✓	✗	✓	ⓘ	✗	ⓘ	ⓘ	✓	✗	✓	✓	✓	ⓘ	✗	ⓘ	✓	✗	✗	✓	✓	✗
3.	デジタルデータ ホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する一般的なセキュリティ要件を定めた執行可能な法規は存在するか	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	なし	なし	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	詳細な法律	法律による限定的な規定	詳細な法律	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	詳細な法律	なし	なし	法律による限定的な規定	なし	なし	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定
4.	デジタルデータ ホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する特定のセキュリティ監査要件を定めた執行可能な法規は存在するか	法律による限定的な規定	なし	なし	法律による限定的な規定	なし	法律による限定的な規定	なし	行動規範	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	法律による限定的な規定	法律による限定的な規定	なし
5.	技術製品についての特定の認証を要求するセキュリティ関連法規が存在するか	要件なし	限定的要件	要件なし	包括的要件（コモンクライテリア含む）	限定的要件	包括的要件（コモンクライテリア含む）	包括的要件（コモンクライテリア含む）	限定的要件	要件なし	包括的要件（コモンクライテリア含む）	包括的要件（コモンクライテリア含む）	限定的要件	限定的要件	要件なし	限定的要件	包括的要件	限定的要件	要件なし	包括的要件（コモンクライテリア含む）	要件なし	包括的要件（コモンクライテリア含む）	包括的要件（コモンクライテリア含む）	包括的要件（コモンクライテリア含む）	要件なし
サイバー 犯罪																									
1.	サイバー犯罪法は整備されているか	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2.	サイバー犯罪法はサイバー犯罪についてのブダペスト条約に準拠したものか	✓	✓	✓	ⓘ	✗	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✗	ⓘ	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✗
3.	データ ホスティング プロバイダー、キャリアその他のサービスプロバイダーが保有又は送信する暗号化されたデータに対して、法の執行機関はどのようなアクセス権限を持っているか	令状でのアクセス	令状でのアクセス	令状でのアクセス	令状でのアクセス	規定なし	令状でのアクセス	令状でのアクセス	アクセス無制限	規定なし	令状でのアクセス	令状でのアクセス	規定なし	未定	規定なし	規定なし	アクセス無制限	令状でのアクセス	令状でのアクセス	アクセスなし	アクセス無制限	規定なし	アクセス無制限	規定なし	アクセス無制限
4.	域外犯罪について法はどのように対処しているか	限定的対応	包括的対応	包括的対応	限定的対応	限定的対応	包括的対応	包括的対応	包括的対応	限定的対応	限定的対応	包括的対応	包括的対応	包括的対応	限定的対応	限定的対応	限定的対応	包括的対応	包括的対応	包括的対応	包括的対応	限定的対応	包括的対応	限定的対応	限定的対応
知的財産権																									
1.	当該国はTRIPS協定の締約国か	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2.	TRIPS協定実施のための知的財産法が施行されているか	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	ⓘ	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ
3.	当該国はWIPO著作権条約の締約国か	✓	✓	✗	ⓘ	✓	✓	✓	✗	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✓	✓	✗
4.	WIPO著作権条約を実施する法律が施行されているか	ⓘ	✓	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✗	✓	✓	✓	ⓘ
5.	著作権者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化（ポストイング）に対して民事制裁は存在するか	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓
6.	著作権所有者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化（ポストイング）に対して刑事制裁は存在するか	ⓘ	✓	ⓘ	ⓘ	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	未定	✓	ⓘ	✓
7.	著作権を侵害するコンテンツに対するISPの責任について規定する法が存在するか	✗	未定	✗	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✗	✓	✓	✓	✗
8.	そのサイト又はシステム上で発見された著作権を侵害するコンテンツに対してISPの責任を問う根拠が存在するか	✗	✓	✗	✓	✓	✓	ⓘ	ⓘ	未定	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✗	✓	✓	✓	✗
9.	ISPのサイト又はシステムで発見された著作権を侵害するコンテンツに対するISPの責任に対してどのような制裁手段が利用可能か	適用なし	民事及び刑事	適用なし	民事	民事及び刑事	民事及び刑事	民事	適用なし	適用なし	民事及び刑事	民事	民事	民事	民事及び刑事	民事及び刑事	民事	民事	民事	民事	適用なし	民事及び刑事	民事及び刑事	民事及び刑事	適用なし
10.	ISPは、権利所有者からの通知によって、著作権を侵害しているコンテンツを削除する義務があるか	ⓘ	✓	✗	✗	✓	✓	✓	ⓘ	✗	ⓘ	✓	✓	✓	✗	✓	✗	✓	✓	✓	✗	✓	ⓘ	✓	✗
11.	ISPは、サブスクライバーが著作権を侵害しているコンテンツの配信のためにISPのサービスを使用しているとの通知を受領した場合に、サブスクライバーに通知する義務があるか	✗	✓	✗	✓	✗	✓	✗	ⓘ	✗	✗	✓	✓	ⓘ	✗	✗	✗	✓	✗	✗	✗	ⓘ	ⓘ	ⓘ	✗
12.	クラウドコンピューティングサービスの不正利用に対する明確な法的保護規定（有効な執行規定を含む）が存在するか	限定的保護（犯罪行為のみ）	包括的保護	限定的保護（犯罪行為のみ）	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	限定的保護（犯罪行為のみ）	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	包括的保護	限定的保護（犯罪行為のみ）	包括的保護	包括的保護	包括的保護	保護なし
業界主導標準及び規則の国際協調に対するサポート																									
1.	データの相互運用性やデータ可搬性のための標準設定の枠組みを確立する法律、規則又は政策が存在するか	✗	✓	✗	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2.	当該国の標準開発を担当する規制機関が存在するか	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
3.	電子商取引法は整備されているか	ⓘ	✓	✗	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓
4.	電子商取引法はどの国際法律文書に基づいているか	適用なし	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	適用なし	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子契約に関する国連条約	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子契約に関する国連条約	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	適用なし	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子契約に関する国連条約	電子商取引に関するモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子契約に関する国連条約	電子契約に関する国連条約	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	電子商取引に関するUNCITRALモデル法	その他	その他	その他
5.	外国のクラウドサービスプロバイダーからのアプリケーション又はデジタル データのダウンロードは関税その他の貿易障壁なしで行うことができるか	✓	✓	✗	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✗
6.	国際標準が国内標準に優先するか	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	ⓘ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
7.	政府は国際標準策定プロセスに参加しているか	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

番号 質問	アルゼンチン	オーストラリア	ブラジル	カナダ	中国	フランス	ドイツ	インド	インドネシア	イタリア	日本	韓国	マレーシア	メキシコ	ポーランド	ロシア	シンガポール	南アフリカ	スペイン	タイ	トルコ	英国	米国	ベトナム
自由貿易の促進																								
1. 政府において技術的中立性を実施する法律又は政策が整備されているか	✖	✓	✖	✓	✖	🕒	✓	🕒	🕒	🕒	🕒	✖	🕒	✖	✓	🕒	✓	✖	✓	✖	✖	🕒	✓	✖
2. クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品（ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない）、サービス、標準又は技術の使用を義務付ける法律又は政策なしに運用できるか	✓	✓	✓	✓	🕒	✓	✓	🕒	🕒	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✖	✓	✖	✓	✓	✓	✖	✓	✖
3. クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品（ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない）、サービス、標準又は技術の選好を定める法律又は政策なしに運用できるか	✓	✓	🕒	✓	🕒	🕒	🕒	✓	🕒	🕒	✓	✓	🕒	✓	✓	✖	✓	🕒	✓	✓	✓	✖	✓	✖
4. クラウドコンピューティングサービスは、ベンダー、開発者又はサービスプロバイダーの国籍に基づく差別を定める法律の適用なしに運用できるか	🕒	🕒	✖	✓	🕒	✓	✓	🕒	✖	✓	✓	✓	🕒	✖	✓	✓	✓	✖	✓	✖	✖	✓	🕒	✖
ICT準備態勢、ブロードバンド展開																								
1. 国家的ブロードバンド計画があるか	• 2015年までに、1,000万戸超の家庭にブロードバンドアクセス • 2015年までに、人口の97%が、10Mbpsの光ファイバーネットワークに接続、人口の残り3%は、衛星回線でカバーされる	• 2021年までに、国内ブロードバンドネットワーク(NBN)が、100%の建物のカバー。うち家庭、学校及び事業の93%がファイバー経由で最高100 Mbps、残りは次世代無線及び衛星で最大12Mbps	• 2014年までに、家庭、事業、及び組合を含む3,000万の固定ブロードバンド接続（最低速度1Mbps）、プラス100,000のテレセセンター	• 2016年までに、カナダ人すべてに、ダウンロード1秒当たり最低5メガビット(Mbps)、アップロード1Mbpsの速度でのブロードバンドアクセスを可能とする	• 2013年から、全新規家庭は、ファイバーインターネット接続が可能となる • 2015年までに、4,000万以上の家庭が、ファイバーに接続可能となる • 2016年までに、 - 2億7000万固定ブロードバンド申込み - 4億5,000万3Gブロードバンド申込み - 都心のインターネットアクセス速度:20Mbps - 郊外インターネットアクセス速度:最低4Mbps	• 2014年までに、全てのビジネス又は産業区域で高速ブロードバンドへの接続可能 • 2020年までに、家庭の70%が高速ブロードバンドに接続 • 2025年までに、100%の家庭が高速ブロードバンドに接続	• 2014年までに、75%の世帯が50Mbpsのダウンロード速度を利用できる • 2015年までに、ブロードバンド接続を8%の世帯及び人口の30%に増やす	• 2014年までに、1,600万のブロードバンド接続(DSL2,200万、ケーブル7,800万、無線ブロードバンド6,000万)	• 2014年までに、ブロードバンド接続を8%の世帯及び人口の30%に増やす	• 2013年までに、高速インターネットサービスから除外された5百万の人にブロードバンドを提供 • 2020年までに人口の少なくとも50%に固定ネットワーク(FttH)上で100Mbps超の速度でのアクセスを提供	• 2015年までに、全世界が超高速ファイバーブロードバンド(FttH)接続可能となる	• 2012年までに、無線ブロードバンドサービスを10 Mbpsにアップグレード • 2012年までに、高速インターネットサービスを100Mbpsから1Gbpsにアップグレード	• 2015年までに、75%の世帯が高速ブロードバンドにアクセス可能となる	• 2012年までに、ブロードバンド浸透率22%	• 2013年までに、人口の23%がブロードバンドにアクセス可能となる	• 2015年までに、人口の35%がブロードバンドにアクセス可能となる • 2015年までに、75%の世帯がインターネットに接続される	• 2015年までに、次世代国内ブロードバンドネットワーク(Next-Gen NBN)が各家庭、事務所及び学校に対して、下り1Gbps、上り500Mbpsのブロードバンドアクセスを提供する	• 2014年までに、ブロードバンド浸透率を5%にする(最低 256 kbps)	• 2015年までに、100Mbpsのブロードバンドを人口の50%に利用可能とする	• 2020年までにブロードバンドの普及を95%に拡大する • 2020年までに、少なくとも100Mbpsのブロードバンドインターネットアクセスを経済的に重要な県に提供する	• 2013年までに、ブロードバンド加入者浸透率を20%に増加させる • 2013年までに、インターネットユーザーの割合を60%に増やす	• 2015年までに、英国全土に「超高速ブロードバンド」を敷き、すべての人に少なくとも2Mbpsを提供し、90%の人に超高速ブロードバンドを利用可能とする	• 2020年までに、少なくとも1億の家庭が、ダウンロード速度100Mbps、アップロード速度50Mbpsでアクセス可能となる • 2020年までに、すべての世帯が実質ダウンロード速度少なくとも4Mbps、実質アップロード速度1Mbpsにアクセス可能となる	• 2015年までに、20-30%の世帯がブロードバンドにアクセス可能となる • 2020年までに、50-60%の世帯がブロードバンドにアクセス可能となり、うち20-30%が光ファイバーケーブル経由でアクセスする
2. 送信されるデータの性質に基づいてデータ通信について異なったサービス水準の設定を規制する法律又は政策は存在するか	限定的規制及び限定的な国民論議	規制なし及び広範囲な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	複数の規制及び広範囲な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	限定的な規制及び広範囲な国民論議	限定的な規制及び広範囲な国民論議	規制なし及び広範囲な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	限定的な規制及び限定的な国民論議	政府が規制を検討中及び限定的な国民論議	限定的な規制及び限定的な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	政府が規制を検討中及び広範囲な国民論議	規制なし及び限定的な国民論議
3. 基本的指標																								
3.1. 人口 (2011)	40,764,561	22,605,732	196,655,014	34,349,561	1,347,565,324	63,125,894	82,162,512	1,241,491,960	242,325,638	60,788,694	126,497,241	48,391,343	28,859,154	114,793,341	38,298,949	142,835,555	5,187,933	50,459,978	46,454,895	69,518,555	73,639,596	62,417,431	313,085,380	88,791,996
3.2. 都市人口 (%) (2011)	93%	89%	85%	81%	51%	86%	74%	31%	51%	68%	91%	83%	73%	78%	61%	74%	100%	62%	77%	34%	72%	80%	82%	31%
3.3. 世帯数 (2011)	11,162,000	8,623,000	58,663,000	13,125,000	384,137,000	26,200,000	39,135,000	226,697,000	60,532,000	23,399,000	47,260,000	18,967,000	6,039,000	26,476,000	13,710,000	52,130,000	1,171,000	12,599,000	15,942,000	19,238,000	16,656,000	26,079,000	119,300,000	17,936,000
3.4. 人口密度(1キロ平方メートル当りの人口) (2010)	15	3	23	4	143	118	234	394	132	206	350	504	86	58	126	9	7252	41	92	135	95	257	34	280
3.5. 一人当りの国内総生産 (単位: 米ドル 2011)	\$10,941	\$60,642	\$12,594	\$50,345	\$5,445	\$42,377	\$43,689	\$1,489	\$3,495	\$36,116	\$45,903	\$22,424	\$9,656	\$10,064	\$13,463	\$13,089	\$46,241	\$8,070	\$32,244	\$4,972	\$10,498	\$38,818	\$48,442	\$1,411
3.6. パブリッククラウドサービスの市場価値(2011)(単位: 10億米ドル)	0.16	2.09	1.43	3.41	2.71	3.02	4.28	0.24	0.02	1.33	4.98	1.59	—	0.55	0.16	0.61	—	—	1.31	—	0.08	—	50.50	—
3.7. パソコン(世帯数に対する割合%) (2011)	50%	83%	45%	86%	38%	81%	90%	7%	12%	66%	86%	82%	64%	32%	73%	57%	86%	20%	73%	25%	48%	84%	77%	16%
4. ICT及びネットワークレディネス指標																								
4.1. ITU ICT 開発指標 (IDI) (2011) (点数は10点満点、161か国が含まれる)	5.00	7.05	4.72	7.04	3.88	7.30	7.39	2.10	3.19	6.28	7.76	8.56	4.82	3.79	6.19	6.00	7.66	3.42	6.62	3.41	4.38	7.75	7.48	3.68
4.2. 世界経済フォーラムネットワーク化準備度指標 (2012) (点数は7点満点、142か国が含まれる)	3.99	5.11	4.32	5.33	4.90	5.14	5.41	4.30	4.38	4.43	5.40	5.02	5.08	4.29	4.46	4.21	5.63	4.34	4.54	4.52	4.28	5.39	5.43	4.24
4.3. 国際接続性得点 (2011) (点数は10点満点、50か国が含まれる)	5.46	6.93	5.14	6.88	2.72	6.06	6.27	1.25	2.01	4.79	5.89	5.80	6.61	4.87	4.26	5.68	6.40	4.68	5.09	3.68	5.51	7.06	7.82	2.73
4.4. IT業界競争力指標 (2011) (点数は100点満点、66か国が含まれる)	36.20	67.50	39.50	67.60	39.80	59.30	64.10	41.60	24.80	50.70	63.40	60.80	44.10	37.00	44.60	35.20	69.80	35.00	50.40	30.50	38.70	68.10	80.50	27.10
5. インターネットユーザー及び国際帯域幅																								
5.1. インターネットユーザー数 (2011)	19,446,326	17,858,528	88,494,756	28,510,136	516,117,519	50,235,586	68,194,885	125,018,240	43,618,615	34,527,978	100,603,256	40,551,945	17,604,084	41,497,793	24,848,358	69,989,422	3,890,950	10,596,595	31,403,509	16,475,898	31,002,270	51,182,293	243,777,735	31,139,353
5.2. インターネットユーザーの人口比% (2011)	48%	79%	45%	83%	38%	80%	83%	10%	18%	57%	80%	84%	61%	36%	65%	49%	75%	21%	68%	24%	42%	82%	78%	35%
5.3. 国際インターネット帯域幅 (インターネットユーザー一人当りの1秒当りビット数) (2011)	25,712	50,396	29,041	70,150	2,692	78,590	74,786	5,423	7,196	60,820	23,111	17,170	10,651	8,743	40,244	31,911	547,064	18,874	64,069	10,622	33,938	166,073	47,174	9,998
5.4. 国際インターネット帯域幅 (2011) (国当りの1秒当り合計ギガビット数 (Gbps))	500	900	2,570	2,000	1,389	3,948	5,100	678	314	2,100	2,325	696	188	363	1,000	2,233	2,129	200	2,012	175	1,052	8,500	11,500	311
6. 固定ブロードバンド																								
6.1. 固定ブロードバンド加入数(2011)	4,294,000	5,498,000	16,884,127	10,931,877	156,487,000	22,749,000	27,185,816	13,350,000	2,736,379	13,421,336	34,917,822	17,859,003	2,147,800	11,723,336	5,622,367	18,775,088	1,329,900	907,000	11,048,496	3,496,000	7,554,725	20,438,000	85,630,000	3,838,206
6.2. 固定ブロードバンド加入 対世帯数割合% (2011)	38%	64%	29%	83%	41%	87%	69%	6%	5%	57%	74%	94%	36%	44%	41%	36%	114%	7%	69%	18%	45%	78%	72%	21%
6.3. 固定ブロードバンド加入 対人口比% (2011)	11%	24%	9%	32%	12%	36%	33%	1%	1%	22%	28%	37%	7%	10%	15%	13%	26%	2%	24%	5%	10%	33%	27%	4%
6.4. 固定ブロードバンド加入数 対インターネットユーザー数% (2011)	22%	31%	19%	38%	30%	45%	40%	11%	6%	39%	35%	44%	12%	28%	23%	27%	34%	9%	35%	21%	24%	40%	35%	12%
7. モバイルブロードバンド																								
7.1. モバイル セル方式加入数 (2011)	55,000,000	24,490,000	244,357,507	27,387,200	986,253,000	59,840,000	108,700,000	893,862,478	249,805,619	96,004,795	132,761,125	52,506,793	36,661,261	94,565,305	50,160,222	256,116,581	7,794,300	64,000,000	52,597,587	77,604,738	65,321,745	81,612,000	290,304,000	127,318,045
7.2. 居住者100名当りのアクティブなモバイルブロードバンド加入(2011)	12	73	21	38	9	44	35	2	22	33	101	105	12	7	50	48	114	20	42	0.14	9	53	75	18
7.3. 居住者100名当りのアクティブなモバイルブロードバンド加入数(2011)	4,775,000	16,491,000	41,114,405	13,188,757	127,521,000	27,890,000	28,600,000	23,000,000	53,786,371	20,224,000	128,153,700	50,836,196	3,539,100	7,483,891	19,014,462	68,394,682	5,917,400	10,000,000	19,313,800	97,000	6,454,801	32,804,000	233,265,000	16,014,991



BSAについて

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスは、政府に対しまたは国際市場において、世界のソフトウェア業界のための指導的な役割を果たしています。

BSAは、世界クラスの企業が加盟する業界団体で、これらの企業は年間数十億ドルを投資し、ソフトウェア ソリューションの創造を通して、経済を刺激し、現代生活をより良くしているのです。

BSAは、世界初のアンチパイラシー（権利侵害・不正行為の撲滅）組織、さらには、技術革新を促進し経済成長を推進する公共政策を形成するリーダーとして、その社会的機能を果たしています。

BSAは、世界中の市場で、政策提言活動、権利保護活動支援及び教育啓発活動を通じて、知的財産の保護及びイノベーションの促進を行っています。具体的には、市場開放のために働きまた公平な競争を確保すること、さらには、消費者、事業者及び政府に対する情報技術における信用と信頼を形成しています。

知的財産の保護及びイノベーションの促進

知的財産権—著作権、特許権及び商標権—は、成長する経済の基盤である、創造的な企業のための法的枠組みを提供します。これらは、世界最大の著作権産業である商業ソフトウェア開発にも不可欠です。

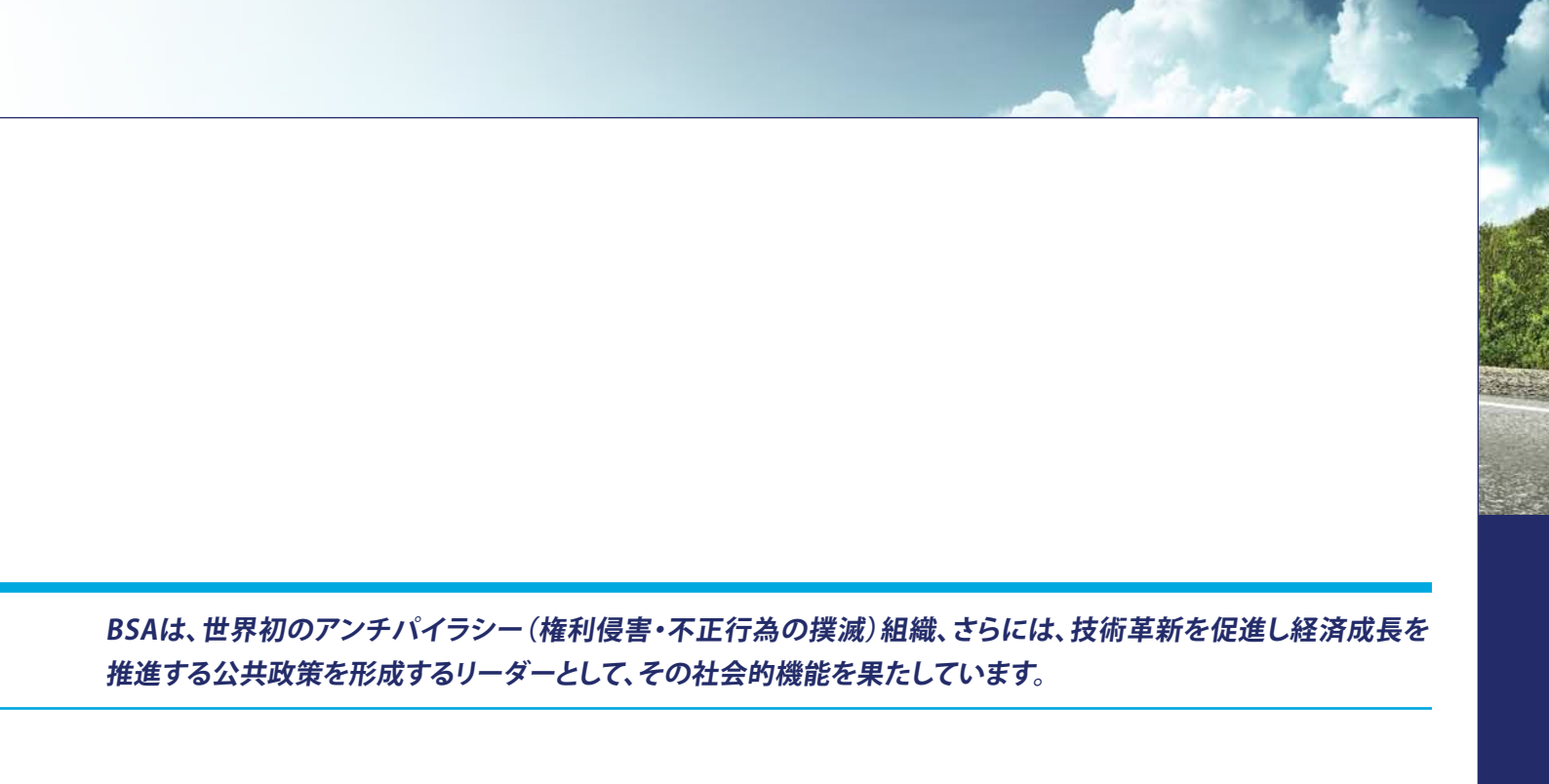
世界中で政策立案者とともに働き、権利保護活動を支援し、また教育啓発活動においてイニシアチブを発揮することで、BSAは、知的財産権の尊重が世界経済及び社会に浸透することを図ります。

🔄 **知的財産権の擁護：**BSAは、知的財産保護が、クラウドコンピューティングのような、新たな技術革新に対応することを確実にするよう、世界中の政府とともに努力します。

🔄 **ソフトウェア権利侵害の阻止：**BSAは、約50か国で、積極的な権利保護支援プログラムを実行し、企業等組織によるエンド ユーザーライセンスの侵害、模倣ビジネス及びインターネットパイラシーに対してメンバー企業が法的措置を行いソフトウェア権利侵害に対抗することを支援しています。

🔄 **有数の産業リサーチ：**BSAは、パイラシー及びその経済的な影響についての最も信頼できる世界的なリサーチを発表しています。このリサーチは、問題の範囲を明らかにし、国内的及び国際的な政策立案を助けています。

🔄 **一般公衆への教育啓発：**BSAは、ソフトウェアパイラシーに関連する害悪について消費者を啓発し、また組織がより効率的にソフトウェア資産を管理できる手助けとなる画期的なトレーニングプログラムを提供しています。



BSAは、世界初のアンチパイラシー（権利侵害・不正行為の撲滅）組織、さらには、技術革新を促進し経済成長を推進する公共政策を形成するリーダーとして、その社会的機能を果たしています。

市場開放及び公平な競争の確保

開かれた市場は、経済の成長と繁栄に不可欠です。貿易障壁を撤廃し、競争を歪曲化してイノベーションを妨げる差別的な調達選好を排除するために、BSAは、政府と協力して、ソフトウェア業界の市場機会を拡大しています。

- ➡ **成長のための障壁の撤廃：**BSAは、開放市場計画を促進するために、政策立案者に対して、情報、専門家の分析及び産業に関する見識を提供しています。この中には、成長速度が世界でも最も早い技術市場である一方で、パイラシーが蔓延している国でもある、ブラジル、ロシア、インド、中国のいわゆる「BRIC」経済に特に焦点を当てることも含まれています。
- ➡ **技術的中立性の促進：**BSAは、国際的に認識された標準と政府の公平なIT調達政策を促進することによって、テクノロジー間の公平な競争を奨励しています。
- ➡ **新規イノベーションの支援：**BSAは、世界中の政策立案者と協働して、クラウドコンピューティングのような新技術が発展する環境を創造するよう努力しています。技術標準についての協力に加えて、BSAは、知的財産保護の評価、国際的な法原則の協調及び企業又は政府の機能又は法域を超える問題に対処しています。

技術における信用と信頼の構築

セキュリティとプライバシーの保護は、消費者、事業者及び政府にとって情報技術における信用と信頼を支えるものです。BSAは、責任のあるデータ管理を促進し、技術市場を変様させ、社会的価値を創造するイノベーションの受容と採用を促進します。

- ➡ **官民協力の推進：**BSAは、メンバー企業の専門知識と政府との関係構築により、産業界と政府の間の協力を奨励し、コンセンサスを形成するための触媒としての役割を果たしています。
- ➡ **消費者の保護：**クラウドコンピューティングのような新技術の出現に伴って、BSAとそのメンバー企業は、適切なプライバシー及びセキュリティ標準を開発し、その知見を政策立案者や規制当局と共有します。
- ➡ **政策ソリューションのマッピング：**BSAは、サイバー犯罪の効率的な抑止とこれに対する刑罰の適用、脅威の軽減、消費者に対する情報提供と消費者の保護、また、個々のサイバー事件への対応といった論点に関する政策の策定において政府のガイダンスとなる世界的なサイバーセキュリティの枠組みを開発しています。



www.bsa.org

BSA Worldwide Headquarters

20 F Street, NW
Suite 800
Washington, DC 20001

T: +1.202.872.5500
F: +1.202.872.5501

BSA Asia-Pacific

300 Beach Road
#25-08 The Concourse
Singapore 199555

T: +65.6292.2072
F: +65.6292.6369

BSA Europe, Middle East & Africa

2 Queen Anne's Gate Buildings
Dartmouth Street
London, SW1H 9BP
United Kingdom

T: +44.207.340.6080
F: +44.207.340.6090

Argentina Australia Belgium Brazil Canada Chile China Colombia Czech Republic Denmark France
Germany Greece India Indonesia Israel Italy Japan Malaysia Mexico Netherlands Panama Peru
Poland Russia South Africa South Korea Spain Taiwan Thailand Turkey Vietnam

